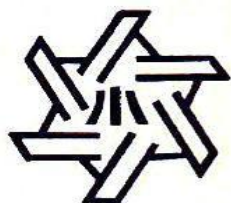


二小通信

令和 6年 1月31日
東久留米市立第二小学校
校長 井上 淳
2月号

TEL042-471-0134 Fax042-472-7981

*学校ホームページ <http://www.higashikurume-school01.jp/~dai2-e/>



『教育目標』

- ◇ 考える子
- ◇ 仲よくする子
- ◇ じょうぶな子

「きまり」は何のために？

生活指導主任 鬼木 雅人

余寒なお厳しき折、保護者の皆様におかれましてはますますご清祥のこととお慶び申し上げます。また、日頃より本校の教育活動にご支援・ご協力を賜り誠にありがとうございます。

さて、当然のことではありますが、学校には学校生活を送る上でのきまりや約束があります。このきまりや約束の在り方について、実は法令上では特に規定されていません。しかし、令和4年12月に12年ぶりに改訂された生徒指導に関する学校・教職員向けの基本書である「生徒指導提要（文部科学省）」によれば、校則の意義・位置付けとして「児童生徒が遵守すべき学習上、生活上の規律として定められる校則は、児童生徒が健全な学校生活を送り、よりよく成長・発達していくために設けられるもの」とされています。第二小学校にも「きまり」があり、年度の初めや長期休みの前などにお便りを配布し、教職員と子供たちで確認したり、保護者の皆様に周知させていただいたりしておりますが、学校の内外における一挙手一投足についてまで細かく規定しているものではありません。そのため、子供たちから「きまり」についての質問を受けることもあります。そんなとき、学校では子供たちに「どうしたらよいと思う？」と問い直したり、「きまり」として明記されているものについては「なんでだと思う？」と聞いてみたりしています。以前、私が担当していた学年で授業中の持ち物について児童から意見が出され、子供たちによる活発な議論が行われたことがありました。結果としては「きまり」に記載された内容が変わるようなものではありませんでしたが、自分たちで話し合っただけで決めたルールについて、確実に守ろうとする子供たちの姿が見られました。社会において多様性が認められ、学校現場でも学習の個性化が進められている現状において、「きまりがあるから守る」ではなく、「何のために設けられたきまりであるのか」「きまりがなければ何をやってもよいのか」といった点を児童が考え理解し、主体的に守るよう指導していくことが重要だと感じました。また、本校の入学説明会で配られる資料「二小のきまり」の冒頭には、私が着任する以前から「きまりは、児童が学校での集団生活を円滑に進めていくうえでの最小限の約束ごとで、安全に互いに迷惑をかけないように生活するための指針となるものです。単に「きまり」ということで押し付けるのではなく、教え・育て・見守るという姿勢で指導にあたっていきたいと考えております。」という文章があり、これは私の中で大切な言葉となっています。

ご家庭でも様々な場面でルールを設けたり、子供たちの学校生活について助言したりすることがあると思います。その際には理由や背景について子供たち自身が理解できるようご配慮いただければ幸いです。その上でお悩みや疑問等ありましたら、ぜひとも学校にご相談ください。子供たちが健全な学校生活を送ることができるよう学校全体で取り組んでまいります。今後ともご支援・ご協力の程よろしくお願いいたします。